十七　平成二十七年総務省告示第二百六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 1　電気通信業務用伝搬障害防止区域 | 1　［同左］ |

| 区分 | 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） | 伝搬障害防止区域の範囲 |
|---|---|---|
| ［1～17　略］ | | |
| 18 | ⑴　沖縄県島尻郡南大東村字南302―7　(64.90)<br>⑵　沖縄県島尻郡北大東村字中野151―1　(72.40) | 北緯25度49分18秒東経131度13分51秒の地点と北緯25度51分39秒東経131度15分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| ［2～4　略］ | | |

| 区分 | 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） | 伝搬障害防止区域の範囲 |
|---|---|---|
| ［1～17　同左］ | | |
| 18 | ⑴　沖縄県島尻郡南大東村字南302―7　(64.90)<br>⑵　沖縄県島尻郡北大東村字中野151―1　(72.40) | 北緯25度49分18秒東経131度13分51秒の地点と北緯25度51分39秒東経131度15分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 19 | ⑴　沖縄県島尻郡座間味村大川原301　(105.50)<br>⑵　沖縄県島尻郡座間味村字阿嘉川田950―11　(50.80) | 北緯26度13分42秒東経127度17分54秒の地点と北緯26度13分31秒東経127度17分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| ［2～4　同左］ | | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十八　平成二十八年総務省告示第二百三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| ［1～3　略］ | ［1～3　同左］ |
| 4　電気供給業務用伝搬障害防止区域 | 4　［同左］ |

| 区分 | 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） | 伝搬障害防止区域の範囲 |
|---|---|---|
| 1 | 削除 | |
| ［2～6　略］ | | |

| 区分 | 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） | 伝搬障害防止区域の範囲 |
|---|---|---|
| 1 | ⑴　北海道帯広市西５条南７丁目２番地１　(96.00)<br>⑵　北海道河西郡中札内村中札内西２線231番地２　(244.00) | 北緯42度55分27秒東経143度11分53秒の地点と北緯42度53分25秒東経143度11分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯42度52分56秒東経143度11分07秒の地点と北緯42度52分51秒東経143度11分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| ［2～6　同左］ | | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。